

平成 2 5 年 第 6 回

おおい町農業委員会議事録  
(縦覧用)

おおい町農業委員会  
(平成 2 5 年 7 月 2 9 日)

召集年月日 平成25年7月29日(月)

召集の場所 おおい町役場 2階 正庁

開会 平成25年7月29日 午後2時12分

閉会 平成25年7月29日 午後2時46分

#### 出席委員

1番	山本 修	2番	松宮利廣	3番	小原好一
4番	西 忠彦(会長)	5番	中川啓二	6番	福井明美
7番	寺本清二	8番	中嶋義男	10番	渡辺俊策
11番	東 茂正	12番	木村正行	14番	石橋高志
15番	栗谷善一	17番	小間美也子	19番	藤原義隆
21番	田中 廣(職務代理)				

#### 欠席委員(6名)

9番	小川宗一	13番	山下大三郎	16番	猿橋 巧
18番	吉岡靖夫	20番	小畑信幸	22番	大下利男

#### 出席事務局

事務局長 反田志郎 事務局次長 奥 治房 書記 竹浦千鶴

#### 提出議案

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について

議案第27号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

報告第 3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成25年第6回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、9番小川委員、13番山下委員、16番猿橋委員、18番吉岡委員、20番小畑委員、22番大下委員から欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております3議案を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成25年第6回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

今年は「猛暑」が続き、体の方は大変しんどいものがありますが、稲の生育のほうは順調で、喜んでいるところであります。

それでは、本日上程の3議案、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、16名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

議長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは、15番 栗谷委員さんと 17番 小間委員さんを指名いたします。

議長

日程2 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議について、を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局から説明願いま

す。

局長 はい、議長。

議案第26号は、おおい町〇〇〇〇〇〇氏所有の農地に息子の〇〇〇〇氏が車庫兼物置を建築するための農地転用申請であります。既に平成11年頃に違反転用で車庫兼物置を建築しており、平成24年には和彦氏が息子家族のためにその物置を住宅に改築しております。

なお、この案件は、今年1月の平成25年第1回おおい町農業委員会の第5号議案「大飯農業振興地域整備計画の変更」にて、おおい町へ同意をしたものであります。詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦） はい、議長

（議案第26号資料説明）

申請地は土地改良済み農地でありますので、第1種農地となりまして、許可基準が限定されます。

以前にお配りしております福井県の許可基準をお持ちでしたら、95頁をご覧ください。

今回の転用は、95頁の（2）許可基準の3段目

【第2の1の（1）のイの（イ）のc（d）住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの】に該当します。許可できるものと判断されます。

なお、「大飯農業振興地域整備計画の変更」による除外の際にも、同基準を適用しております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

田中委員 はい、議長

本案の現地につきましては、26日の午前9時30分から山下委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。

現地は既に住宅が建築され、〇〇さんの孫夫婦が生活しております。

〇〇氏より提出された始末書によりますと、平成9年の〇〇川の砂防工事が出た土砂を使い、田んぼだった申請地を埋め立て、工事により伐採した木材により平成11年に車庫兼物置を建築したとのことでした。

その後、〇〇さんの孫が結婚し、子供が生まれ、家を継

ぐため〇〇へ戻りましたが、母屋には4世代が同居するスペースがないため、平成24年に車庫兼物置を改築し、住居を建築したとのこと。

違反転用ではありますが、〇〇氏、〇〇氏は反省しておりますし、〇〇さんが農業を担い、孫夫婦も農業を手伝っておりますので、今回の申請はやむを得ないと思われま

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、それでは、議案第26号につきまして、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 県営圃場整備済みの農地であることから、おおい土地改良区の区域内になり、土地改良区からの除外の手続きは必要ないのか。

次 長 はい、議長

議 長 奥次長

次 長 はい、お答えします。〇〇さんからの5条の申請に際し、土地改良区域からの除外の申請を土地改良区に提出されており、今回の議案への添付は省略していますが、土地改良区理事長名で、「特にさしつかえない。」旨の意見書を頂戴しております。また、本件は、今年の1月に農振・農用地からの除外について農業委員会にお諮りしたように、JA、福井県並びに土地改良区にも農振計画の変更についての許諾についてお諮りした案件でもあります。以上です。

議 長 他に、ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第26号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議 長 日程3 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議についてを議題とします。  
それでは、議案の内容について事務局から説明します。

局 長 はい、議長。  
議案第27号は、おおい町〇〇〇〇〇〇氏所有の農地を、息子の〇〇〇〇氏が住宅を建築するため農地を転用するものであります。  
なお、この案件も、今年1月の平成25年第1回おおい町農業委員会第5号議案「大飯農業振興地域整備計画の変更」にておおい町へ同意をしたものであります。  
詳細については、書記の竹浦に説明させます。

書記（竹浦） はい、議長  
（議案第27号資料説明）  
この申請地につきましても、土地改良農地でありますので、第1種農地となりまして、議案第26号と同じく、【住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの】に該当しますので、許可できるものと判断されます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

田中委員 はい、議長  
本案の現地につきましても、26日の午前中、山下委員と私と事務局2名同行のもと、現地を確認してまいりました。  
申請地は、議案書9ページの写真のとおり、〇〇集落の山際でございます。  
申請者の母屋敷地には、借人家族3名の住居と車庫を増築するほどのスペースはございませんし、建築写真中ほど左側に申請地と同じ程度の面積の申請者所有の黄色で塗りつぶした農地がございますが、皆様もご存じのように、〇〇区は集落内の道が大変狭く、この農地へは車が通れる道路がついておりませんので、こちらに住居を建築することは無理であると思われまます。  
借人は、両親が高齢であり、家と農業を継ぐため〇〇に戻るとのことですので、今回の転用についてはやむを得ないと思われまます。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、議案第27号につきましても、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第27号農地法第5条第1項の規定による農地の転用及び使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

議長 日程4 議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議ついてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。  
それでは、議案について事務局から説明をお願いします。

局長 はい。  
議案第28号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めるものであります。詳細については、次長の奥に説明させます。

次長(奥) はい、議長  
(事務局議案資料説明)  
議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について説明させていただきます。  
借り受け人の〇〇さんは、自己所有農地16,670㎡を既に経営されており、農業経営の実績は充分であります。  
今回申請の4筆6,701㎡の借受地、借受人につきましては、効率利用が図られ、農作業に常時従事が可能で、町が定めております「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に照らしましても許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

田中委員 はい、議長

本案の現地につきましても、26日午前中、山下委員と私と事務局で現地を確認してまいりました。

確認しました現地は、〇〇区にあり、すでにコシヒカリが作付されておりました。

申請が遅れたことは、本人も承知しており、今回、このようなことになりましたのも、〇〇氏本人は、今年度利用権設定の予定はなく、来年度から〇〇区内の農地を借り入れ、経営拡大を目指してはありましたが、この春も終わりにかけに差し掛かった時、貸し人であります〇〇〇〇さんの農地が耕作されず荒らされていくことを心配されたある方が、〇〇氏に作付をするよう半ば強制的に働き掛けられた次第であります。幸い、コシヒカリの苗が残っていたことから、無事、作付に至ったことを、事務局から聞きました。

事務の手続きに若干の不備は認められますが、耕作放棄にならずに済んだことは、反面、良とすべきと感じました。

議 長 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

渡辺委員 〇〇区の〇〇さんは〇〇さんでしたが、今は、体調を壊されていると聞いているが、耕作は大丈夫か。

田中委員 〇〇さん本人は少し体調を壊されているが、経営者としての位置づけであり、実働については家族経営で営農をされている状況である。

議 長 他に、ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

議 長 日程5 報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局に説明させます。

局 長 はい。

報告第3号は、農業を営まれていた所有権者の死亡に伴う相続の開始により、相続税の支払いが重荷となり、その所有財産の一部である農地を手放さなければならな

いなど、農業が続けられないような事態を解消するため、農業を継続するなどの条件は課されますが、相続税の納税が猶予される制度に則り、農業委員会に証明書の発行を求められたものであります。詳細につきましては、次長の奥に説明させます。

次長（奥） はい、議長

（議案資料説明）

報告第3号に係る農地を確認してきましたところ、現地は、コシヒカリが作付されており、営農計画書も提出済みであります。

なお、相続税の納税猶予の特例を受けた農地が前号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づき特定貸付され、営農が継続されれば、営農が継続されたとみなし、相続税の納税猶予も継続される制度となっております。以上です。

議長 事務局より説明のありました、報告第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行については、農業委員会会長名により証明することで、処理させていただきます。

なお、納税猶予の継続には、3年ごとに営農の継続届出書の提出が求められますので、農業委員会が継続して審査が必要であること申し添えておきます。

議長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議長 それでは、その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

（事務局、その他案件報告）

議長 それではこれで、平成25年第6回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。